

韓国知的財産ニュース 2015 年 12 月後期

(No. 309)

発行年月日：2016 年 1 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 知識財産権の不当な行使に関する審査指針改正案の行政予告 (2015. 12. 16.)
- 1-2 台湾の特許出願手続きの利便性が向上 (2015. 12. 20.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、途上国における適正技術の普及を支援 (2015. 12. 17.)
- 2-2 特許庁、特許虚偽表示の取り締まりを強化 (2015. 12. 17.)
- 2-3 特許庁、国際共同研究協約に関するガイドラインを策定 (2015. 12. 21.)
- 2-4 特許庁、特許検索サービスを改善 (2015. 12. 28.)
- 2-5 特許庁、「特許手数料モバイルお知らせサービス」を開始 (2015. 12. 28.)
- 2-6 特許庁、2016 年からアイデアコンテスト受賞作情報を公開 (2015. 12. 29.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 2015 年の商標出願動向 (2015. 12. 20.)
- 4-2 女性のファッション分野の商標出願が増加傾向 (2015. 12. 30.)
- 4-3 特許庁、2016 年から海外商標出願時に必要な商品名の英語表記情報を提供 (2015. 12. 30.)

その他一般

- 5-1 特許法院への管轄集中、中途半端という指摘も (2015. 12. 23.)
- 5-2 2014 年政府 R&D 特許成果の分析結果 (2015. 12. 23.)
- 5-3 2015 年知的財産 10 大ニュース (2015. 12. 28.)

法律、制度関連

1-1 知識財産権の不当な行使に関する審査指針改正案の行政予告

公正取引委員会(2015.12.16.)

- 公正取引委員会は「知識財産権の不当な行使に関する審査指針* (以下審査指針)」の改正案を策定し、行政予告した。
 - * 今回の審査指針は知財権の行使に関連し、独占規制及び公正取引に関する法律適用の一般原則と具体的審査基準を規定している。
- 行政予告期間は2015年12月16日から2016年1月13日まで(4週間)となる。

1. 改正背景

- 現行の審査指針の中で「事実上標準特許」保有者の特許権行使に対する違法性の判断基準が特許権への過度な制限と解釈されかねないとの意見が提起された。
 - 事実上標準特許(de facto SEP)は、正常の市場競争の結果、関連業界で標準のように利用される技術であるため、
 - 標準化機構(SSO: Standard Setting Organization)等がFRAND 確約*を前提に、標準として採択した標準必須特と同様に規制するのは適切ではないとの意見。
 - * 通常、標準化機構は特許保有者に対し、当該特許が標準特許に含まれることを前提に、公正で合理的かつ非差別的な条件で実施許諾する旨の確約(FRAND 確約; Fair, Reasonable and Non-Discriminatory)を宣言することを求める。
- その他に、審査指針の目的を「自由かつ公正な競争の促進」に変更し、競争制限性の判断と直接関連のない一部の規定を整備する。
 - ※ 知財権審査指針が毀損の不正取引中心の判断から、市場支配的地位の濫用及び不当な共同行為中心の判断に転換されたこと(去年の指針改正事項)等を反映。

2. 主な改正内容

- (1) 「標準技術」、「標準必須特許」の定義改正及び「事実上標準特許」の規制補完
 - 標準技術の定義を標準化機構等が選定した標準に限定。
 - 一 標準必須特許の定義も標準技術に採択されたため、特許保有者にFRAND 確約が要求される特許に規定。
 - 事実上標準特許(de facto SEP)に対しては、一般的な特許権の不当な行使と同

- 一 一な基準で違法性を判断。
- 一 事実上標準特許に対し、標準特許と同一な判断基準を適用する関連条項は整備・削除する。

(2) 「目的規定」及び「実施許諾時不当な条件賦課」条項の一部改正

- 審査指針の目的が自由かつ公正な競争の促進にあることを明示する。
- 特許(非標準特許)ライセンス条件に関する紛争の際、仲裁機関・規則等を規律する条項は競争制限効果と直接関連がないため削除する。

※審査指針が市場支配的地位の濫用行為や不当共同行為に対する違法性判断基準を提示するための趣旨から改正(2014年12月)されたことを反映。

(3) 「不当な実施許諾の拒絶」規定の補完

- 一般的な特許保有者が実施許諾を拒絶する行為の不当性の判断基準をより具体的かつ明確に規定する。
 - 一 実施許諾拒絶の意図や目的、当該特許技術の代替可能性、市場競争に欠かさない要素であるかどうか等を考慮して不当性を判断。

3. 期待効果

- 標準技術及び標準必須特許の定義規定を補完することで、知財権濫用行為に対する法執行の予測可能性が高まるものと期待される。
- 行政予告期間の間、関係省庁、関連専門家、利害関係者等の意見を聴取して総合的に検討・反映し、公取委全員会議議決を経て最終確定する予定。

1-2 台湾の特許出願手続きの利便性が向上

韓国特許庁(2015.12.20.)

韓国企業による台湾への特許出願手続きが簡単になる見通しだ。特許庁によると、韓国に出願した特許を台湾に出願する場合、2016年1月1日からは別途の優先権証明書類を提出しなくても韓国出願日をそのまま台湾出願日として認められるようになる。

同一の発明については出願日の早い発明が優先的に保護されるため、海外出願時に韓国出願日の遡及が認められることは、特許権の獲得・保護において非常に重要となる。

これまで韓国企業は韓国出願日を認められるために、特許庁から優先権証明書類の発

給を受け、郵便等で台湾特許庁に直接提出しなければならなかった。

来年からは、韓国企業が優先権証明書類を発給・提出しなければならないという不便がなくなる見通しだ。台湾に特許出願する時、出願書の優先権主張記載欄に国内出願番号さえ記載すれば、韓国特許庁が出願人に代わって優先権証明書類を台湾特許庁に伝送するためである。これは、韓国企業が台湾に先に出願した特許を韓国に出願するときにも同じく適用される。

特許庁の関係者は、「出願人に代わって優先権証明書類を伝送するサービスは、米国特許庁から始まり、欧州、日本、中国、豪州特許庁へと着実に拡大してきた」とし、「今回のサービス拡大により、情報通信・半導体等、台湾への特許出願の多い分野は大きな恩恵を受けられるものと期待される。今後、韓国企業の特許権保護の強化に向け様々な協力活動を続けていきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、途上国における適正技術の普及を支援

韓国特許庁(2015. 12. 17.)

特許庁は12月18日、モンゴルのウランバートルにて、2015年適正技術*コンテストの受賞式を開催すると発表した。

* 適正技術とは、地域の環境や文化、社会・経済的特徴を考慮して考案された技術のことで、先端技術に比べ少ない費用で実現・維持可能であるため、最貧国・途上国等においても活用されやすい。

特許庁と世界知的所有権機関(以下「WIPO」)の共催で開かれる今回のコンテストは「日常生活のための革新的発明(Innovative Solutions for Everyday Life)」をテーマに行われた。

適正技術コンテストは、途上国の学生・発明家が特許情報を活用し、現地の生活問題を解決する創意工夫の方法を提案する大会で、途上国の特許情報活用能力及び暮らしの質の向上に向けたクリエイティブな解決策の模索を目指している。

特許庁は2011年からWIPOの韓国信託基金を使って7カ国の途上国で計8回のコンテ

ストを開催しており、総出品件数は707件に達している。今回のモンゴルにおける適正技術コンテストには40件が出品され、このうち優秀作に選ばれた3件には、メダルと賞金が与えられる。

一方、特許庁は2010年から、約2億7千万件に達する特許情報を活用し、途上国に適正技術を開発・普及してきた。2014年に適正技術コンテストを開き、モンゴルの技術需要を掘り起こしたのに続き、今年はこのを基に用毛・天然染色の適正技術の普及やブランド開発を支援し、支援先の実質的な所得増大に取り組んでいる。

今回の適正技術開発事業には、特許庁の他に天然染料を取り扱う中小企業、(株)ファスモク、モンゴル特許庁、モンゴル繊維研究所が共に参加した。韓国の公開特許である天然染色技術を基に、原毛の洗浄・精練、天然染料の抽出及び染色が同時にできる適正技術を開発し、ウランバートルのウール・カシミア共同組合における商品製作効率性を高めるとともに、ブランドデザインを提供した。

特許庁のイム・ヒョンソク多者機構チーム長は「特許庁は今後も、国際機構や専門家と協力して韓国が強みを持つ知財分野において、途上国との共有事業を引き続き進めていく方針だ」と述べた。

2-2 特許庁、特許虚偽表示の取り締まりを強化

韓国特許庁(2015.12.17.)

特許庁は2015年12月18日付で「知識財産権虚偽表示通報センター」の運営を始めるとともに、「知識財産権表示ガイドライン」を制定・配布し、知財権虚偽表示の根絶及び知財権表示秩序の改善に取り組む。

◇ 知的財産権虚偽表示通報センターの開設及び運営

まず、知財権虚偽表示行為に関する通報を受け付け、関連相談サービスを提供する窓口として「知識財産権虚偽表示通報センター」を韓国知識財産保護協会に新たに設置し、運営を始める。

通報センターは、国民なら誰でも利用でき、代表電話(1670-1279)及びホームページ(www.ip-navi.or.kr)、電子メール(1279@kipra.or.kr)にて通報・相談の受付を行っている。

通報が寄せられた事件については、特許庁から特許法や商標法等、関連法を違反したかどうかを最終確認の上、行政指導書を送付して是正されるよう指導していく予定だ。行政指導書を2回送付した後も是正されない場合は、刑事告発のような実効的な措置も取る計画だ。

なお、通報センターでは虚偽表示が多く発生するオンラインショップを対象に定期的なモニタリング及び実態調査を実施し、正しい知財権表示方法を知らせるPRや教育を行う予定だ。

◇ 知的財産権虚偽表示の通報対象

通報の対象となるのは、知財権の表示(広告を含む)を偽る行為である。具体的に、知財権登録されていない物や知財権出願中でない物等に知財権登録表示や知財権出願表示をする行為、又は消費者を混乱させる表示をする行為が対象となる。

主な類型としては、製品に適用されていない知財権の登録(出願)番号を表示、又は存在していない知財権の登録(出願)番号を表示する行為、知財権登録が拒絶された製品なのに知財権表示をする行為等がある。

知財権を受けたかのように混乱を招く行為も知財権虚偽表示に該当するため通報の対象となる。例えば、知財権を受けていないのに特許庁のロゴを使ったり、特許庁認証製品と虚偽広告したりする行為がこれに当たる。

◇ 知的財産権虚偽表示通報センターの開設背景

最近、オンラインショップ等のインターネット上で知財権虚偽表示が頻発しており、新聞や雑誌、チラシや看板等の広告においても発生している。知財権虚偽表示は、消費者に間違った情報を提供することで製品の品質誤認や出所混同を招き、不良製品の購買による金銭的被害をもたらす可能性が高い。

*韓国の主なオンラインショップにおける特許虚偽表示実態調査(2015年6月)の結果、特許を活用した広告のうち、正しく表示した場合は56.9%、明らかな虚偽表示である場合は6.0%、特許番号を不明確に表示、又は特許番号がない場合は37.1%(虚偽表示に該当する可能性高い)となる。

特許庁はこの問題を解決しようと、今年7月に開催された国家知識財産委員会の案件に「健全な取引秩序確立に向けた知識財産権表示改善策」を上程・議決し、その後続措置として今回の対策を作った。

◇ 知的財産権表示のガイドラインの策定・配布

一方、知財権関連法に基づく正しい知財権表示方法を発信させるため、知財権表示ガイドラインを策定し配布する。ガイドラインには、正しい知財権表示方法及び事例から、知財権表示類型及び事例、刑事処罰制度、行政処理手続きまで、知財権表示全般に対する説明や案内が盛り込まれている。

同ガイドラインは、特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)や知識財産保護協会のホームページ(www.kipra.or.kr)にてダウンロードできる。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「知財権虚偽表示は消費者を騙して商品を販売する非良心的な行為で、多くの国民が使うオンラインショップで頻発しているため是正が急がれる。政府としては、通報センターの運営と政府の行政指導により解決に取り組むと共に、ガイドラインも積極的にPRし、公正かつ透明な取引秩序の確立を目指していきたい」と述べた。

2-3 特許庁、国際共同研究協約に関するガイドラインを策定

韓国特許庁(2015.12.21.)

特許庁は、韓-米、韓-中間の国際共同研究から得られた知的財産権の帰属及び配分に関するガイドラインを策定した。

同ガイドラインは、韓国が米国や中国と共同研究開発を行う際に、研究の手続きや特許権等の成果物の帰属、収益の配分等に関連して国内大学や研究所、企業等が公正な契約を締結できるよう案内している。

また、国内の研究開発主体が共同研究時に必ず協議しなければならない事項について、各国の国際共同研究の現況及び事例、法・制度、商取引慣習等に関する分析結果が盛り込まれており、それぞれのケースに応じて応用できるよう設計されている。

さらに、複数の研究開発主体が係わっている場合、契約時に注意すべき協約事項や法

律関係について詳細な説明がされており、特に韓-中協約ガイドラインは、まだ国内に広く知られていない中国の知的財産権全般に対する理解を助けるために、関連法律・政策に関する紹介及び中国内特許出願や技術移転時に留意すべき事項等を紹介している。

また、同ガイドラインは国内の研究開発主体にとって不利な契約を結ぶリスクを解消し、法律専門家でなくても各国の関連法律に違反せず、迅速且つ便利に契約の最終案にたどりつける方法を示している。さらに、国際共同研究の契約時に考慮すべき主要事項をチェックリストにまとめており、国内大学や研究所、企業の研究者も容易に活用できる。

特許庁のキム・ジョンギョン産業財産活用課長は「産業部や未来部等、関連省庁と協力して公的研究開発課題においても同ガイドラインを活用するように促し、国家間研究開発を活性化させるとともに、知財権による成果が出されるよう取り組んでいきたい」と述べた。

同ガイドラインは、国際共同研究を行っている 100 余りの国内主要大学や研究所に配布される予定。同ガイドラインの利用を希望する国内研究機関や企業等は、特許庁の産業財産活用課(042-481-5172)に問い合わせれば関連情報が得られる。

2-4 特許庁、特許検索サービスを改善

韓国特許庁(2015. 12. 28.)

特許庁は、新年から一般国民や企業等が先行技術文献を検索する際に審査官と同一の検索結果が確認できる環境を構築し、特許審査関連情報の提供を拡大することを明らかにした。

まず、審査官が使用するものと同じ検索エンジンを特許情報ネット、KIPRIS(www.kipris.or.kr)に取り入れ、一般の国民の知的財産情報に関する検索正確性を向上させると同時に検索スピードも改善した。

また、これまでは 2012 年以降の公開又は登録特許を対象に意見通知書、拒絶決定書、登録決定書の原文が提供されていたが、1999 年以降のものへと提供期間を拡大した他、出願書等の原文も新たに提供する予定だ。

特許庁の関係者は、「一般国民や企業等が知的財産情報に容易にアクセスし活用できる

よう、今後も引き続きサポートしていく予定だ。これにより、知財大国に成長できる基盤を整っていきたい」と述べた。

2-5 特許庁、「特許手数料モバイルお知らせサービス」を開始

韓国特許庁(2015.12.28.)

特許庁は、携帯電話で知的財産権関連手数料を確認し、連携されたアプリで直接納付できる「モバイル手数料お知らせサービス」を12月29日に開始すると発表した。

モバイル手数料お知らせサービスとは、出願人が特許庁に納付しなければならない全体的手数料や登録料の情報を携帯電話の文字メッセージで出願人にリアルタイムでお知らせするサービスで、出願人は金融決済院のアプリを活用すれば、情報の確認や手数料の納付が可能となる。

これまで特許庁は、手数料納付の利便性を高めようと郵便以外にインターネット専用サイト(特許路)を通じて手数料納付情報を提供してきたが、携帯電話では手数料及び登録料納付情報を提供しなかったため出願人の迅速な情報確認が難しかった。

今回のモバイル手数料お知らせサービスの開始により、出願人はどこでも簡単に手数料を確認・納付できるようになり、出願人の利便性が向上するだけでなく、手数料の納付忘れによる権利の喪失も予防できるものと期待される。

モバイル手数料お知らせサービスは、特許庁の特許路サイト(www.patent.go.kr)にて申し込むことができる。同サービスを申し込めば、手数料のお知らせはもちろん、出願件の担当審査官情報等、審査経過に関する案内も受けられる。

特許庁のチェ・イルスン情報開発課長は「今後も出願人の利便性向上に向け、新たなサービスを発掘して提供する予定であり、来年は出願に慣れていない人も容易に利用できるよう、電子出願サービスの改善に取り組む計画だ」と述べた。

2-6 特許庁、2016年からアイデアコンテスト受賞作情報を公開

韓国特許庁(2015.12.29.)

特許庁は、アイデアの活用促進に向けアイデアコンテストの受賞作又は公開作約

17,000 件を新たに構築し、創造経済タウン(www.creativekorea.or.kr)と特許情報ネット KIPRIS(www.kipris.or.kr)を通じて 2016 年 1 月から検索サービスを提供すると発表した。

今回提供されるアイデアデータベースは、未来創造科学部、産業通商資源部、国立中央科学館、韓国エネルギー技術評価院、エネルギー管理公団、江原・大田・釜山・全羅北道教育庁及び関係機関等が主催又は主管したコンテストを対象にデータを確保して構築したものである。

現在まで構築したアイデアデータベースは約 36,000 件で、月平均 2,826 件の検索が行われている。2015 年の検索性数は 42,567 件であり、2014 年の 23,275 件に比べるとデータベースの活用度も増加傾向にあることが分かる。

また、未来部、韓国化学技術情報研究院(KISTI)との協力により創造経済タウンに受け付けられるアイデア関連データを自動で入手するシステムを構築しており、今後特許情報ネット KIPRIS にもアイデア関連資料を自動入手できる環境を整備する予定だ。

特許庁及び未来部の関係者は「より多くの省庁や機関と連携してアイデアデータベースを拡大することでクリエイティブなアイデアの発掘・活用の機会が広がると期待される」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 2015 年の商標出願動向

韓国特許庁(2015.12.20)

今年、商標出願が最も活発な分野は商品類*では化粧品、サービス類では御小売業*であることが分かった。

* 商標出願分類は、商品類(1類～34類)とサービス類(35類～45類)に分類される。

特許庁が今年11月に集計した資料によると、国内商標出願件数は約19万2千件と、前年同期(16万5,911件)比で約15.6%増加した。

[商品類における商標出願]

今年、商品類の中で商標出願が最も多い分野は化粧品(16,519件)で、次いで電気・電子(14,169件)、衣類・靴(10,886件)の順となる。

このうち化粧品は、商標出願件数(16,519件)と増加率(21.2%)ともに高い数値を見せている。これは、韓国を訪れる外国人観光客の韓国化粧品へのニーズが急増した他、業界も製品トレンドによる出願を増やし、消費者が好む主要ブランドに多様なサブネーム(sub-name)を結びつけた商標をたくさん開発しているためだと考えられる。

電気・電子製品は14,169件(21.9%)と化粧品の次となり、衣類・靴(10,886件、9.5%)も多出願分野となった。化粧品と同じファッション・ビューティー類に入る貴金属も2,997件出願され、前年同期比(2,048件)46.3%の増加率となる。

[サービス類における商標出願]

サービス類では御小売業が23,948件(23.3%)出願され出願量で最多を記録し、次いで食堂・宿泊業(17,893件)、教育業・芸能業(10,396件)等の順となった。

その中で放送・通信業の出願増加率が71.3%と急増したことが注目される。これはSNS以外にも、ホームショッピングや放送・動画の視聴、金融及びアプリケーションの決済等、スマートフォンの活用が進んでおり、関連サービス業が大きく成長しているためだと考えられる。

一方、健康意識の向上に伴い医療産業分野の出願件数も増加している。医薬品の出願件数は5,705件(19.2%)、医療用機器は2,776件(23.4%)、医療サービス業は4,678件(8.0%)となる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「商標は出願から登録まで約7～8カ月かかるため、製品発売に合わせて商標権を獲得するには先を見据えたブランド戦略が求められる。韓国企業が求める迅速且つ安定的な商標権の創出・保護を支援する政策や制度の改善に引き続き取り組んでいく方針だ」と述べた。

4-2 女性のファッション分野の商標出願が増加傾向

韓国特許庁(2015. 12. 30)

最近、女性による起業の増加に伴い女性のファッション分野における商標出願が継続的に増加している。

* 女性による起業件数:1,856千件(2009年)→2,112千件(2,320件) [国税庁資料]

特許庁によると、女性のファッション分野における商標出願は2010年の12,612件から2014年の14,932件へと、18.4%(2,320件)増加した。2015年9月現在では11,707件が出願されており、増加傾向が続いている。

2010年から2015年9月までの女性出願人の商標出願をカテゴリ別にみると、衣服が45,871件(57.3%)と最多で、次いで靴7,478件(9.3%)、帽子7,078件(8.8%)、カバン6,941件(8.7%)の順となり、衣服が出願全体の半分以上を占めていることが分かる。

同期間、女性出願人のファッション分野の商標出願を年齢別に見ると、30代32,992件(41.2%)、40代21,129件(26.4%)、20代13,631件(17.0%)、50代9,194件(11.5%)の順で、社会進出が活発な30代の出願が最も多くなっている。また、2014年からは40～60代の出願が増加傾向を見せた。

最近、ファッションに詳しい有名芸能人が運営するオンラインショップが増えており、その一部は数百億ウォン台の売上を上げる等、猛烈な勢いで成長している。こうした中、就労に困難を抱える一般の女性も少額で容易に始められるオンラインショップへの関心が高まっており、これに関連する商標出願はさらに増加するとみられる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「女性の社会進出の増加に伴い、流行に敏感な女性が強みを持つファッション分野における商標出願は今後さらに増加する」と見込んだ。

4-3 特許庁、2016年から海外商標出願時に必要な商品名の英語表記情報を提供

韓国特許庁(2015. 12. 30)

来年からは国内だけでなく、海外主要国への商標出願・登録が容易になる見通しだ。

特許庁は米国・中国・日本・欧州の商標庁等、海外主要国で認めている商品名称について、出願人が商標出願段階から容易に検索できるよう、2016年1月1日から特許庁のホームページにて提供すると発表した。

韓国だけでなく、世界各国においても出願人の商品の権利範囲を明確に設定するために、ニース(NICE)国際商品分類基準*に基づいた商品類及び名称の記載を義務付けている。

ニース(NICE)分類基準に合わない商品名称を記載する場合は明確に訂正するよう求められるため、それだけに商標権の獲得が遅れ、ビジネスに支障が生じる等の問題があった。

*ニース(NICE)国際商品分類基準: 標章の登録のための商品・サービス業の国際分類に関するニース協定(NICE Agreement)により定められた国際商品分類制度で、韓国には1998年3月1日に導入された。

これまで特許庁は、米国・中国・日本・欧州の商標庁と共に商標五庁会合(TM5)を構成し、五庁で認める「TM5 共通商品認定リスト」構築事業の結果を毎年国内商品リストに反映してきた。2015年には世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局及び欧州商標庁の商品リストを「商品・サービス業名称及び類区分に関する告示」に反映し、2016年1月1日付で告示する予定だ。

こうしたことから、特許庁で告示した主要国の英語表記を使って海外へ商標出願・登録する際、英語表記に関する負担が減る見通しだ。また、商品リストに反映されていない商品の商品類や記載要領等の事項については、2016年1月1日付で開始される1対1メールサービスにて問い合わせできる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「主要国で認めている英語表記の名称を使って出願すると、商品審査期間が短縮され商標権の早期獲得ができるため、企業にとってプラスになると期待される。今後も引き続き出願人の利便性向上に向け、主要国で認めている商品名称を確保して提供する方針だ」と述べた。

その他一般

5-1 特許法院への管轄集中、中途半端という指摘も

電子新聞(2015.12.23.)

特許法院への管轄集中に仮処分抗告は含まれていないことが確認された。

新年から特許法院が特許侵害訴訟を集中管轄することになるが、仮処分抗告は今までのように高等法院が管轄する。特許法院管轄集中の適用対象は民事本案事件で、仮処分事件は除外された。この場合、特許侵害事件では本案審理より仮処分事件の比重が大きいため特許法院管轄集中の効果が限られる恐れがある。

◇ 仮処分抗告、今後も高等法院が管轄

最近開かれた「韓国知識財産学界・産業技術保護専門委員会・情報通信技術振興センター共同セミナー」にて、弘益大学のアン・ウォンモ教授と太平洋法律事務所のクォン・テクス弁護士は、「特許法院管轄集中によるメリットは多いと思う」としながらも「仮処分抗告が特許法院に移管されなかったのは残念だ」との考えを示した。

「仮処分」とは、法廷で争う本案審理に先立ち、裁判所が特許侵害被疑者に暫定的に侵害禁止命令を出すことをいう。「仮処分抗告」とは、1審裁判所が下した仮処分決定に不服し、再度2審裁判所に仮処分申請をすることをいう。

アン教授は「特許侵害事件で、本案審理より仮処分事件で激しく争い、仮処分事件で終結されるケースが多い」と指摘した。クォン弁護士も「一部の訴訟代理人が仮処分申請・抗告で特許侵害事件を誘導する可能性が大きい」と予想した。

同セミナーで発表を行った特許法院のハン・ギュヒョン首席部長判事は「大田にある特許法院まで行かなければならないので、司法へのアクセスという面から立法過程で仮処分抗告が含めなかったものと考えられる。ただ、民事本案1審管轄集中の効果はあると思う」と述べた。特許侵害訴訟の本案審理を5つの地方法院が行う場合、当該地法で仮処分事件の処理が可能となり、管轄集中効果が生じるとの話だ。

◇ 特許侵害訴訟1審、5つの地方法院への配置も懸念材料

特許侵害訴訟1審を5つの地方法院に配置したことも問題として指摘された。

アン教授は、経験豊富で技術に詳しい判事が5つの地方法院のそれぞれに配置できないと、判決の一貫性は落ちてしまうと指摘した。特許法院管轄集中により「特許審判院

「特許法院一大法院」と「地方法院一高等法院一大法院」に分かれていた特許紛争は、特許審判院(行政)又は5つの地方法院を経た後「特許法院一大法院」という段階に簡素化されたため「判断の不一致」問題がかなり解消し、「迅速な裁判」も期待できるようになったが、判決の一貫性を一層向上させるためには1審法院の数をさらに減らすべきだったというのだ。2005年に知的財産高等裁判所を設置した日本は、1審法院を東京と大阪地裁の2カ所に管轄集中させた。

判決が下される際に重要な役割を担う技術審理官や技術調査官を5つの地法に適切に配置することも課題とされる。現在、特許法院が契約職員として技術調査官の募集を進めているが、選抜に困難を抱えているという。

大田特許法院の集中管轄適用対象は△特許△実用新案△商標△品種保護の5つ部門における民事本案時間となる。民事仮処分事件と刑事事件は担当しない。1審はソウル中央地方法院と大田、大邱、釜山、光州地法の5カ所が、2審は全て特許法院が管轄する。1審においてソウル中央地方法院は選択的に重複管轄することができる。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

5-2 2014年政府 R&D 特許成果の分析結果

韓国特許庁(2015.12.23.)

- 政府の研究開発(R&D)により生まれた特許成果を調査・分析した結果、政府 R&D 特許の量的成果及び技術移転件数は増加し続けているが、特許の質的水準は国内に出願した外国人に比べ依然として低く、技術移転規模も大きくないことが分かった。
- 特許庁は過去5年間(2010年～2014年)、政府 R&D 事業により創出された特許成果の量的・質的水準及び活用・管理の現状等を調査・分析し、その結果を22日に発表した。

<量的・質的水準及び活用の現状>

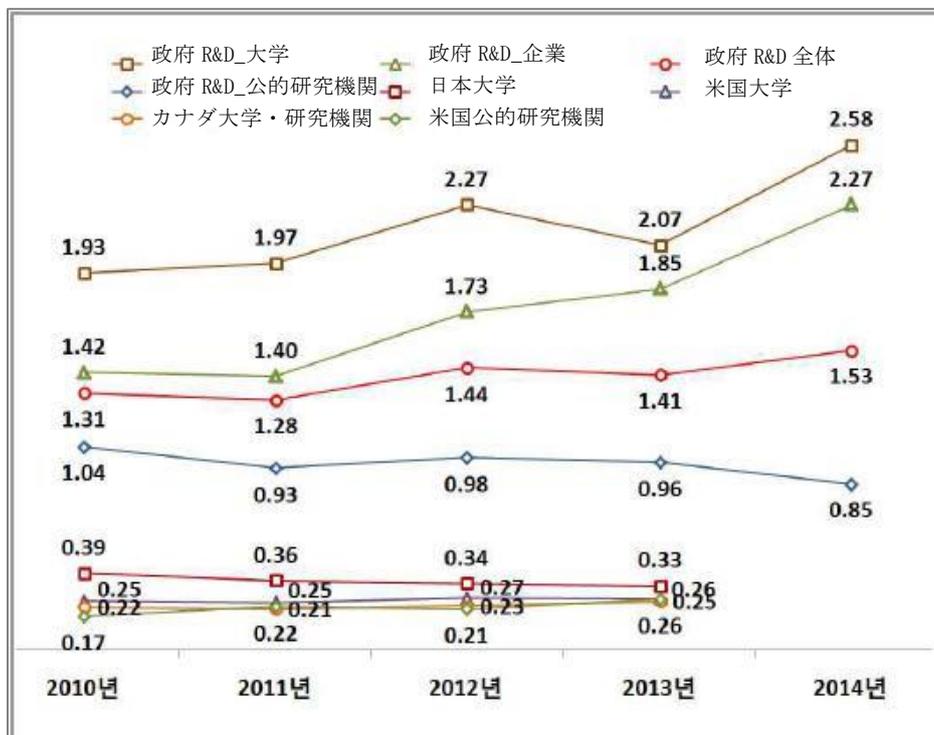
- 特許庁によると、政府 R&D 事業により創出された国内特許出願は2014年27,005件と、国内特許出願全体(210,228件)の12.8%(2010年10.6%)を占めた。過去5年間の年平均約10.7%ずつ増加して特許出願全体の増加率の2倍となり、特許生産性*も1.53と、米国及び日本に比べ非常に高かった。

* 研究開発費 10 億ウォン当たり特許出願数

< 特許出願現況及び政府 R&D の割合 (単位：件、%) >



< 政府 R&D と海外主要研究機関の特許生産性比較 >



- これに対し、特許の質的水準は多少低いことが明らかになった。過去 5 年間の登録特許を分析した結果、政府 R&D の優秀特許(上位 3 等級)の割合は国内に出願した外国人の 30%水準だった。
 - * 特許価値評価システム (SMART) 優秀特許比率 (政府 R&D) 12.5% vs 外国人 41.7%
 - OECD 特許品質指標 (PQI) 優秀特許比率 (政府 R&D) 13.0% vs 外国人 49.0%
- 一方、政府 R&D 特許の技術移転件数は 2014 年 2,096 件と、ここ 5 年間年平均 17.7% ずつ増加した。ただ、1 千万ウォン未満の少額技術移転が年平均 25.6%(2010 年 309 件→2014 年 769 件)と急増している上、契約 1 件当たりの技術移転金額も減少傾向* にあり、改善が必要であると分析された。
 - * 2010 年 42.8→2011 年 35.5→2012 年 42.4→2013 年 33.1→2014 年 23.4 百万ウォン

<特許成果の収集・管理の現状>

- すでに出願成果として提出された後、2014 年に登録成果として提出された特許成果を調査した結果、調査対象の 43.3%(4,954 件/11,449 件)が出願・登録成果の R&D 課題情報が異なり、これを一致させる必要があった。
- 一方、この 5 年間、個人名義で登録された特許成果*(2,301 件)に対する実態調査を実施し、研究機関名義にと権利の還元が必要な 968 件(42.1%)を確認し、関連機関で名義の変更を行った。
 - * 出願・登録の名義者が個人である場合であって、個人所有が適切であるかどうかを検討する必要のある対象
- さらに、特許登録後の年次別管理実態を分析したところ、政府 R&D 特許の維持率は民間に比べ登録後 4~8 年目までは高いが、年次料負担が増える 7~9 年目に多くの特許が諦められ、9 年目からは民間の特許維持率と逆転することが分かった。
 - * (政府 R&D 特許登録維持率) 5 年目 : 89.7% / 9 年目 : 52.9%
 - (民間 R&D 特許登録維持率) 5 年目 : 77.7% / 9 年目 : 55.2%

<政府 R&D 特許成果に関する 2016 年重点推進事項>

- 特許庁は、今回の政府 R&D 特許成果の分析結果に基づき支援事業を改善し、来年にも多様な支援政策を推進する計画だ。
- まず、政府 R&D 特許の質的水準の向上に向け、技術開発後、特許出願を準備する過

程で優秀技術を選別し、戦略的に権利化する「政府 R&D 特許設計支援」プログラムを導入する。

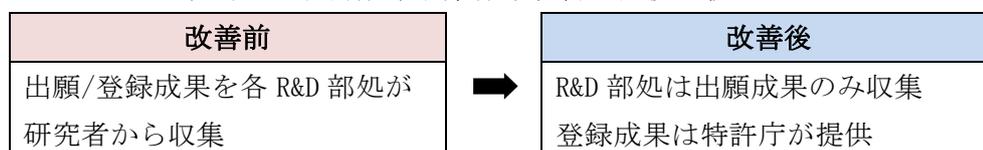
- * 2016 年予算：22 億 4 千万ウォン、大学・出捐研の重大型 R&D 課題 56 個を支援予定
- 未活用特許の活用可能性を診断し、特許管理戦略(維持/放棄)を講じる「公共機関保有特許診断」事業も新たに推進し、大学・公的研究機関の体系的な特許管理をサポートする。
- * 2016 年予算：4 億ウォン、未活用特許を多数保有する大学・政府出捐研究機関 10 カ所を支援予定

< 特許調査・分析を活用した政府 R&D 段階別支援事業 >



- 政府 R&D 特許成果と収集・管理過程の誤った慣行の改善にも積極的に取り組む。
 - 現在、特許成果は出願成果と登録成果に区分し R&D 担当部処が別々収集している。この過程で同一な発明を記載した 1 つの特許出願が複数の課題の出願/登録成果として管理されるケースが生じる。
 - これを改善しようと、R&D 部処は出願成果のみを正確に収集し、その出願成果が登録されれば特許庁で登録成果と確認して R&D 部処に提供するという形に特許成果収集体系の改善を進めた。関係部処と協議を完了(2015 年 10 月)し、2015 年政府 R&D 特許成果収集(2016 年初)から適用する。

< 政府 R&D 特許成果収集体系改善の前後比較 >



- また、国家研究開発事業の成果が私的に利用されないよう、徹底した管理を行う予定だ。個人名義特許保有者による不当な R&D 事業参加の制限を強化(現行 1 年→改善 2 年)するとともに、個人名義特許の現況を定期的にモニタリングする。さらに、関連規定や違反事例をまとめた「国家 R&D 特許管理ガイドライン」を制作し、研究機関及び研究管理期間に配布(2016 年初)する計画だ。

- 今回の特許成果調査・分析結果は 2016 年初に最終報告書にまとめ、特許庁のホームページ及び政府 R&D 特許成果管理システムに公開する予定だ。

5-3 2015 年知的財産 10 大ニュース

電子新聞(2015. 12. 28.)

韓国知識財産研究院では、特許訴訟管轄集中等、「2015 年知的財産 10 大ニュース」を発表した。

<2015 年知的財産 10 大ニュース>

1	特許侵害訴訟管轄集中の施行確定
2	韓国の知財権保護順位、過去最高の世界 27 位に上昇
3	特許開放拡大の元年：中小企業の新製品・ビジネス創出の支援
4	医薬品許可－特許連携制度が本格施行
5	特許品質強化制度の整備
6	米特許庁との「特許共同審査制度(CSP)」実施
7	「知識財産権貿易収支」の開発
8	特許ビックデータ分析による国家特許戦略青写真の構築完了
9	モノのインターネット分野の特許紛争予防事業の推進
10	発明の日 50 周年

[出处：韓国知識財産研究院]

韓国知識財産研究院が発表した「2015 年知的財産 10 大ニュース」の中で最も大きな関心を集めたニュースは「特許侵害訴訟管轄集中の施行確定」だ。これまで、一般法院で担当していた知財権侵害訴訟の 1 審を高等法院所在地にある地方法院(ソウル、大田、大邱、釜山、光州)5カ所に移管させ、2 審を特許法院へと集中させる。今年 11 月に法院組織法及び民事訴訟法改正案が国会を通過し、来年から施行される予定だ。

韓国の知財権保護順位が過去最高の世界 27 位に上昇したニュースも目を引く。スイス国際経営開発院(IMD)が発表した国家競争力評価結果によると、韓国の IP 保護順位は 2014 年の 41 位から 14 ランクアップの 27 位となる。官民一体となって進めてきた知財権保護に向けた取り組みや意識向上による結果と評価される。

「特許開放拡大の元年：中小企業の新製品・ビジネス創出支援」も大きな注目を集め

た。特許庁は開放特許が中小企業等へ円滑に移転されるよう支援している。これは、ベンチャー・中小企業が大企業の優れた開放特許を活用して新たなビジネスを創出することに貢献できるとみられる。

製薬業界は、米韓 FTA 協定により「医薬品許可－特許連携制度が 3 月 15 日付けで本格施行」されることを受け、速やかな対応をした。多くの国内製薬メーカーは、医薬品許可－特許連携制度の施行後、ジェネリック医薬品の優先販売権を確保するため、特許無効審判を請求した。特許審判院は、急増した許可特許制度関連の審判事件を優先審判事件に選定し、速やかに処理した。

一方、強い特許の確保を目指す「特許品質強化制度の整備」や「米特許庁との特許共同審査制度 (CSP) の実施」ニュースにも関心が寄せられた。特許共同審査制度により、米韓両国間で先行技術に関する情報を共有するようになり、審査品質の向上及び迅速な審査が可能になった。

その他にも、△貿易収支赤字の改善に向けてより正確な取引実態統計を収集した「知識財産権貿易収支の開発」、△中核技術特許を分析して未来有望技術の発掘の基盤を作った「特許ビッグデータ分析による国家特許戦略青写真の構築完了」、△新たな技術トレンドである「モノのインターネット分野の特許紛争予防事業の推進」等が知財分野の主なニュースに選ばれた。

今回発表された 10 大ニュースは、今年 1 年間知財分野で関心を集めたニュースについて一般の人と専門家に尋ねたアンケート調査や専門家フォーラム、特許庁等の関係機関の意見を総合的に考慮して選定した。

チェ・ドクチョル韓国知識財産研究院長は、「発明の日 50 周年を迎えた今年を振り返ると、韓国の知的財産権保護順位が過去最高水準を記録した他、特許法院管轄集中、許可-特許連携制度の本格施行、米特許庁との特許共同審査制度の実施等、特許制度に多くの変化があった 1 年だったと思う」と評価した。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム